

# 仕様書

- 1 委託名 市民シンクタンク事業運営支援業務委託
- 2 目的 本業務は、市民が研究員となり、テーマに沿った政策を提言する市民シンクタンク事業における全体定例会の進行及び提言書作成にあたっての研究員への助言等を行い、円滑な事業運営を行うことを目的とする。
- 3 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

## 4 委託内容

### (1) 全体定例会におけるファシリテーターの配置（計4回）

- ・全体定例会にファシリテーターを配置し、会議を円滑に進行するものとする。
- ・全体定例会内にて実施するグループワークにおいては、各グループ(3班)を巡回しながら、進行への助言等を行うものとする。
- ・ファシリテーターは参加者の自主性を尊重し、参加者自らが議事内容をまとめ、結論を出すことができるように助言等の支援を行うことを優先するものとする。
- ・受託者は、各グループの議事内容を記録したり、結論を導き出したりする必要はないものとする。

#### ●全体定例会（以下の内容で計4回）

- ・参加者：市民（15名程度）
- ・場所：千葉市役所本庁舎内会議室
- ・時間：3時間／回を想定 ※休日や夜間（17時～21時）の場合もある。（未定）

#### (その他)

- ・全体定例会の日程調整、会場確保、当日の設営は、市が実施する。
- ・全体定例会で使用する資料は市が用意する。（基礎講義は除く）

#### ●別表1\_実施内容（想定） ※3h／回を想定（月1回）

	実施内容
第1回	・アイスブレイク、研究員の紹介（全体ワーク） ・研究員の心得、グループワーク等のルール確認（全体ワーク） ・テーマに関する基礎講義（全体ワーク） ・3グループ分け、グループ活動計画の作成(グループワーク)
第2回	・背景や課題の整理(グループワーク) ・政策の方向性の検討、アイデア出し（グループワーク） ・グループの進捗等の発表、意見交換（全体ワーク） ・次回全体会に向けたグループワーク計画の検討(グループワーク)
第3回	・提言する政策（案）の決定（グループワーク） ・政策(案)の効果、必要性等の整理（グループワーク） ・グループの進捗等の発表、意見交換(全体ワーク) ・次回全体会に向けたグループワーク計画の検討(グループワーク)
第4回	・政策提言書（案）の作成（全体ワーク） ・提言報告会用の説明資料の作成（グループワーク） ・報告会のリハーサル、意見交換（全体ワーク） ・提言の実現に向けた活動の検討（グループワーク）
提言報告会	・市長に提言内容を報告、意見交換 ・政策提言書の提出

※提言報告会は、市が運営するため、本委託の対象外とする。

## (2) テーマに関する基礎講義の実施（1時間程度）

- ・人口減少問題の背景、実態、課題等、参加者が政策を検討していくために、必要な基本的情報・知識を身に付けることを目的とした講義を開催する。

### （講義次第（案））

1. 人口減少問題とは（自然減・社会減とは、人口が減ると何が問題なのか等）
  2. 人口減少問題の原因（一般論、様々な原因があることを説明）
  3. 千葉市における人口減少問題の実態
  4. 先進都市の事例（国内外の成功事例、珍しい取り組み等）
- ・講義で用いる資料の作成及び印刷は、受託者が行う。
  - ・本講義は第1回全体定例会において実施するものとし、講師は（1）にて配置したファシリテーターと兼ねることが出来る。
  - ・講義を開催するにあたり、千葉市に関する各種データは市が提供する。

## (3) 上記に関する市との打合せ（計4回）

- ・全体定例会の円滑な進行のため、事前に市と打合せを行う。

## 5 成果品

### (1) 実施報告書

- ・全体定例会の様子をまとめた実施結果報告書を作成するものとする。
- ・実施結果報告書には、日時、場所、参加者数、実施内容、進行における課題、参加者への助言事項などを記載する。
- ・必要に応じて、写真撮影を行う。
- ・電子データ（CD-RまたはDVD-R）にて納品するものとする。

## 6 一般事項

### (1) 業務の準備

受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。

### (2) 著作権等

本業務において、受託者が制作したイラスト、写真、資料等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、受託者に帰属するものとする。

### (3) 協議

業務遂行にあたっては、市と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、市に提出するものとする。

この仕様書に記載のない事項については、受託者は市と協議のうえ決定することとし、本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

### (4) 守秘義務

受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。この業務が終了または解除された後においても同様とする。

### (5) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務で知りえた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この業務が終了または解除された後においても同様とする。

## 7 担当部署

総合政策局総合政策部政策企画課 政策班

TEL：043-245-5057

メール：kikaku.POC@city.chiba.lg.jp